「今和8年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の手引き

日本私立学校振興・共済事業団

● この扶養親族等申告書は令和8年(2026年)に支払う年金に適用します。

令和7年(2025年)の扶養親族等の申告や変更については、令和8年(2026年)2月から行われる確定申告で ご対応ください。

▶ 次の②に該当する人のみ扶養親族等申告書を提出する必要があります。

ご自身が

- ・寡婦やひとり親
- ・障害者
- (1) に該当しない人 かつ 源泉控除対象配偶者や 扶養親族等がいない人

提出不要です。

扶養親族等申告書が未提出の場合でも、 受給者ご自身の基礎的控除が適用されます。

①以外の人

- ※ご自身が
- ・寡婦やひとり親
- ・障害者

(2)

または

源泉控除対象配偶者や 扶養親族等がいる人

に該当する人

提出が必要です。

次ページ以降を参照していただき、ご提出ください。 令和7年(2025年)と扶養親族等の状況に変更がない 人も必ず提出してください。

提出がない場合は受給者ご自身の基礎的控除のみ適用と なります。

し て記 てください 入内容

★この扶養親族等申告書は令和7年(2025年)8月18日時点の私学事業団に登録された内容をもとに送付・ 作成しています。

提出期限 令和7年(2025年)10月10日(金)

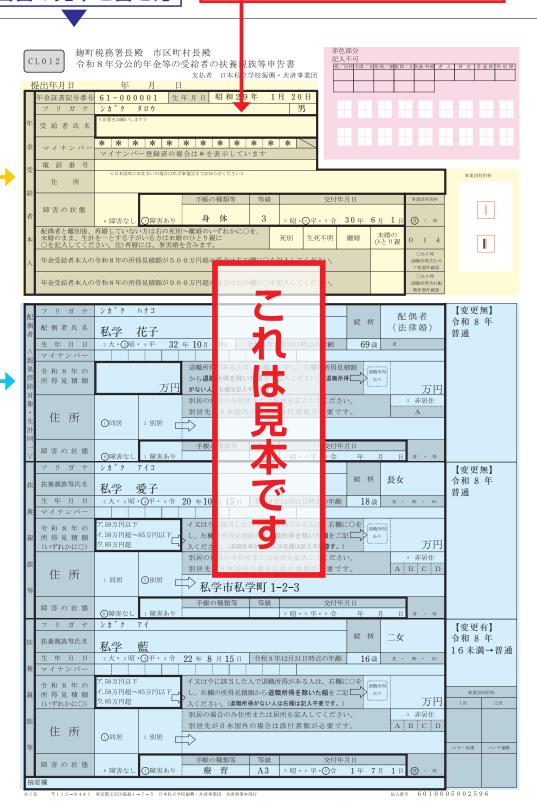
- ●今回お送りした扶養親族等申告書は地方税法第45条の3の3及び第317条の3の3に基づき、公的年金等支払 者を経由して市区町村長に提出しなければならない個人住民税の「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を兼ね ています。
- ●老齢の年金は、所得税法の規定により、その支払いを受ける際に源泉徴収が行われます。そのため、配偶者控除等 の各種控除を受けるためには、扶養親族等申告書を提出する必要があります。この扶養親族等申告書に記入した扶 養親族等の状況に応じて所得控除を行い、源泉徴収税額の計算を行います。
- ●老齢の年金から源泉徴収される所得税は、給与所得のように年末調整が行われません。扶養親族の人数や障害等級 の変動など年の途中で申告内容に変更が生じ、納付すべき税額に差額が生じたときは確定申告により精算する必要 があります。
- ●この手引書は、令和7年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。

Q&A(書き方でご不明な点がある場合)は、3ページから

年金にかかる所得税等については、11ページから

申告書の見本と書き方

「受給者氏名」を必ず記入してください。



黄色の部分と青色の部分は切り離さずに提出してください。 親族等の範囲については手引き12~13ページを確認してください。 黄色の部分は扶養している親族等について確認・記入してください。

A & Q & A

1.	印字されている内容と現在の状況が異なっています。	4ページ
2.	書き間違えました。	4ページ
3.	住所について	5ページ
1) 住所変更届を提出したのに、以前の住所に送付されてきました。	
	どうしてですか。	
2	?) 住所を変更する予定があります。どうすればよいですか。	
3	3) 住所は住民票の住所を記入すればよいのですか。	
4	l) 成年後見人が記入する場合、どうすればよいですか。	
5	5) 日本国外に居住している親族についてはどのように記入するのですか。	
4.	所得見積額の計算方法がわかりません。 ······ 6~	~8ページ
5.	マイナンバー(個人番号)の欄について確認したいのですが。	9ページ
6.	扶養親族等申告書を提出すれば、確定申告は不要ですか。	9ページ
7.	年の途中で申告内容に変更が生じた場合はどうすればよいですか。	9ページ
8.	自分が寡婦、ひとり親に該当するか確認したいのですが。	9ページ
9.	障害の状態欄について確認したいのですが。	10ページ
10.	私学事業団に提出した扶養親族等申告書の内容を確認したいのですが。	10ページ

≪お願い≫

- ○黒のボールペンまたはサインペン (消えないペン) で記入してください。
- ○鉛筆で記入しないでください。
- ○楷書で記入してください。
- ○扶養親族等申告書に申告内容以外は記入しないでください。
- ○返信用封筒には切手を貼付のうえ投函してください。
- ○返信用封筒に他の手続きの書類は同封しないでください。
- ○表面の赤い部分および裏面の白い部分には記入しないでください。
- ○配偶者を相互に控除対象配偶者として申告することはできません。 いずれか一方のみに申告してください。

1. 印字されている内容と現在の状況が異なっています。

- 令和7年(2025年)8月18日時点の私学事業団に登録された扶養親族等申告書の内容を印字しています。 印字している内容と現在の状況が異なっている場合は、下記の記入例を参考にして、扶養親族等申告書 に加筆修正をしてください。
- •扶養親族等の氏名に常用漢字ではない漢字を使用していた場合は、常用漢字もしくは全てカタカナに置き換えて登録しています。漢字を記載する場合は<u>常用漢字</u>を使用してください。また、氏名の文字数が多い場合、文字数制限により途中までの登録(印字)となることがあります。
- 所得見積額、別居先住所等については印字していません。改めて記入してください。
- ・マイナンバー (個人番号) がすでに登録されている場合は * を印字していますが、前年にマイナンバー (個人番号) を記入していても、ケタ不足等で正しくなかった場合は*が印字されません。正しいマイナンバー (個人番号) を記入してください。
- 前年に提出していない場合は、該当項目をすべて記入してください。

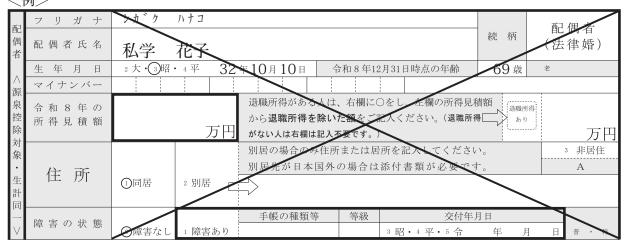
記 入 例

【あらたに申告する扶養親族等がいる場合】

・該当する項目に内容を書き加えてください。

【扶養から外す場合】

・就職、結婚、死亡などで扶養から外す場合は、以下の例のように抹消線で削除してください。 <例>



【内容に訂正がある場合】

・以下の例のように抹消線で削除し、改めて余白または摘要欄に内容を書き直してください。

< <i>∨∨y></i>						
			手帳の種類等	等級	交付年月日	
障害の状態	●障害なし	1 🅞 あり	身体	2	3 昭・4 平・5 💮 3年 3月 3日	普・特

2. 書き間違えました。

該当箇所を抹消線で削除し、余白に記入してください。余白が不足している場合は、任意の紙に改めて記入してください。

判読できないような書き損じや破損があった場合は、再交付いたしますので私学事業団まで連絡してください。

3. 住所について

1)住所変更届を提出したのに、以前の住所に送付されてきました。どうしてですか。

扶養親族等申告書は令和7年(2025年)8月18日時点で処理が完了している情報をもとに作成しています。 住所変更は受付日から1か月程度の処理期間を必要としますので、今回送付した扶養親族等申告書の送 付と前後する可能性があります。

2)住所を変更する予定があります。どうすればよいですか。

変更後の住所がわかる場合は変更後の住所を、提出時点で未定の場合は現在の住所を記入してください。 なお、住所変更届を請求するお手紙や「年金受給権者 住所変更届」は、扶養親族等申告書とは別の封 筒で提出してください。

3)住所は住民票の住所を記入すればよいのですか。

実際に居住している住所を記入してください。同居、別居の判断基準も住民票住所ではなく、実態について記入してください。

長期入院は入院前の居所を住所とし、施設入居は施設住所を住所とします。

4) 成年後見人が記入する場合、どうすればよいですか。

住所については、年金受給者が実際に居住している住所を、氏名欄は「年金受給者氏名+"成年後見人" +成年後見人氏名」で申告をお願いします。

(記入例) 私学太郎 成年後見人 湯島花子

5) 日本国外に居住している親族についてはどのように記入するのですか。

引き続いて1年以上国内に居所を有しない人かつ令和8年(2026年)12月31日時点で国外に居住見込みの人は非居住者となります。該当の親族の住所欄右上にある「3 非居住」に○をつけるとともに、親族が居住している国外住所を記入のうえ下記のとおり対応してください。

※令和8年中に帰国予定の場合は国内居住者として申告してください。

【非居住者・全員】…(1) または(2) いずれかの書類を添付してください。

- (1) 戸籍の謄本や附票の写しなど日本国または地方公共団体が発行した年金受給者との親族関係を証する書類(原本)と、非居住者である親族の旅券(顔写真部分)のコピー
- (2) 外国政府または外国の地方公共団体が発行した年金受給者との親族関係を証する書類(原本)と、その日本語での翻訳(非居住者である親族の氏名、生年月日及び住所または居所の記載があるものに限ります。)

【非居住者・30歳以上70歳未満の扶養親族(配偶者を除く)】…上記に加えて対応してください。

- ※令和5年以降、非居住者である30歳以上70歳未満の扶養親族(配偶者を除く)を控除対象とするには以下の①~③のいずれかに該当することが必要です。**該当しない場合は控除対象となりません。**
- ①留学のために非居住である場合→住所欄に国外住所を記入のうえ、末尾に「(留学)」と記入し、在留カードや留学先の在学証明のコピーなど留学ビザ相当の書類を添付
- ②障害者である場合→住所欄に国外住所を記入のうえ、末尾に「(障害者)」と記入、障害の状態欄に障害者手帳等に記載の手帳の種類、等級、交付年月日を記入(記入方法は10ページ参照)
- ③年金受給者から生活費または教育費として年間38万円以上の支払を受ける見込みである場合→住所欄に国外住所を記入のうえ、末尾に「(38万円以上支払あり)」と記入
- ★確定申告の際に税務署から添付書類を求められることがあります。
- ★記入漏れや添付書類に不備があると控除対象となりません。ご注意ください。

4. 所得見積額の計算方法がわかりません。

所得見積額の計算方法

所得額とは収入から控除額を差し引いたものです。複数の種類の収入がある場合は、種類ごとの所得額を計算し、合計してください。受給者本人、扶養親族等の所得見積額は、いずれも同様の方法で計算します。

- ●公的年金等の場合 令和8年に受け取る年金額 公的年金等控除額(下表参照) = 公的年金等の雑所得の金額
- 公的年金等とは、公的年金 (厚生年金、国民年金、共済年金、恩給) 及び一定の企業年金 (国民年金基金、 厚生年金基金、確定給付企業年金、企業型確定拠出年金) 等です。公的年金等には、個人年金保険は 含みません。
- 遺族の年金、障害の年金は非課税所得のため、所得の見積額には含みません。

☆公的年金等控除額は、下の表のように年齢と受け取る年金額に応じて異なります。

年金を受け取る人の年齢	受け取る年金額(a)	公的年金等控除額
	130万円以下	60万円
65歳未満	130万円超410万円以下	(a)×25%+27万5千円
(昭和37年1月2日以後に	410万円超770万円以下	(a)×15%+68万5千円
生まれた人)	770万円超1000万円以下	(a)×5%+145万5千円
±0(14/6)()	1000万円超	195万5千円
of #N I	330万円以下	110万円
65歳以上	330万円超410万円以下	(a)×25%+27万5千円
(昭和37年1月1日以前に	410万円超770万円以下	(a)×15%+68万5千円
生まれた人)	770万円超1000万円以下	(a)×5%+145万5千円
±0(14/C)()	1000万円超	195万5千円

[※]公的年金等以外に1,000万円を超える所得がある場合は計算式が異なります。公的年金等以外の所得が1,000万円を超え2,000万円以下である場合は、上の表の公的年金等控除額欄に記載された額から一律10万円を差し引いた額が控除額となります。 2,000万円を超える場合は、一律20万円を差し引いた額が控除額になりますが、私学事業団が行う年金からの源泉徴収ではこの控除額の差額は適用されません。

●給与の場合 令和8年に受け取る給与の収入金額 - 給与所得控除額(下表参照) = 給与所得の金額

☆給与所得控除額は、下の表のように給与の収入金額に応じて異なります。

給与の収入金額(a)	給与所得控除額
190万円以下	65万円
190万円超360万円以下	(a)×30%+8万円
360万円超660万円以下	(a)×20%+44万円
660万円超850万円以下	(a)×10%+110万円
850万円超*	195万円

※所得金額調整控除を受けられる可能性があります。最寄りの税務署にお問い合わせください。

●収入が退職手当の場合 (一般退職手当の収入金額 ー 退職所得控除額(下表参照))×1/2= 退職所得の金額

☆退職所得控除額は、一般退職手当等(※1)の退職手当の支払を受ける人の勤続年数に応じて計算されます。

勤続年数(※2)	退職所得控除額(※3)		
20年以下	40万円 × 勤続年数		
20年を超える	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)		

- ※1 退職手当の区分や勤続年数によって、退職所得額の計算式は異なります。 退職手当の区分には上記で計算式を説明している「一般退職手当等」以外に、役員等以外の者として勤務した勤続年数が 5年以下である場合の「短期退職手当等」や、役員等として勤務した勤続年数が5年以下である場合の「特定役員退職手当 等」があり、それぞれ所得額の計算式が異なります。「一般退職手当等」以外の区分や、2種類以上の区分に該当する退職 手当の支払がある場合、退職所得額の計算方法などについて、詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。
- ※2 勤続期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年に切り上げて勤続年数を計算します。長期欠勤や休職の期間 も勤続年数に含まれます。
- ※3 計算した退職所得控除の金額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てした金額が退職所得控除額となります。

所得見積額の計算例

受給者本人、扶養親族等の所得見積額は、いずれも同様の方法で計算します。

例1) 令和8年に受け取る年金見込額が100万円、給与見込額が70万円の人

65歳未満の場合(昭和37年1月2日以後生まれ)

令和8年に受け取る公的年金等見込額

公的年金等控除額

令和8年の公的年金等所得見積額

100万円

60万円

40万円

令和8年に受け取る給与見込額

給与所得控除額

令和8年の給与所得見積額

70万円

65万円

= | B |5万円

Α

令和8年の公的年金等所得見積額

令和8年の給与所得見積額

令和8年の所得見積額

40万円

B 5万円

45万円

65歳以上の場合(昭和37年1月1日以前生まれ)

令和8年に受け取る公的年金等見込額

公的年金等控除額

令和8年の公的年金等所得見積額

100万円

70万円

110万円

△10万円 → □ 0万円

令和8年に受け取る給与見込額

給与所得控除額 65万円

= | E | 5万円

令和8年の公的年金等所得見積額

令和8年の給与所得見積額

令和8年の所得見積額

令和8年の給与所得見積額

0万円 5万円

= | F 5万円

例2) 令和8年に受け取る年金見込額が120万円、給与見込額が130万円の人

65歳未満の場合(昭和37年1月2日以後生まれ)

令和8年に受け取る公的年金等見込額

公的年金等控除額

令和8年の公的年金等所得見積額 60万円

120万円

130万円

60万円

= |A|

令和8年に受け取る給与見込額

給与所得控除額 65万円

令和8年の給与所得見積額 = B

令和8年の公的年金等所得見積額

令和8年の給与所得見積額

65万円 令和8年の所得見積額

60万円

B 65万円

125万円

65歳以上の場合(昭和37年1月1日以前生まれ)

令和8年に受け取る公的年金等見込額

公的年金等控除額

令和8年の公的年金等所得見積額

120万円

110万円

10万円

令和8年に受け取る給与見込額

給与所得控除額

令和8年の給与所得見積額

130万円

65万円

ΙE 65万円

令和8年の公的年金等所得見積額

令和8年の給与所得見積額

令和8年の所得見積額

10万円

E 65万円

= | F | 75万円

■税金、所得金額に関するお問い合わせはこちらへ

税務相談等	最寄りの税務署へ	各税務署にて電話または事前予約での相談を 受け付けています。
e-Tax作成	国税庁ホームページへ	音声案内 0570 - 01 - 5901

計算してみましょう。

1) 65歳未満(昭和37年1月2日以後生まれ)、年金130万円以下、給与190万円以下の場合

令和8年に受け取る公的年金等見込額	公的年金等控除額*	令和8年の公的年金等所得見積額
	- 60万円 =	Α
令和8年に受け取る給与見込額	給与所得控除額*	令和8年の給与所得見積額
	- 65万円 =	В
令和8年の公的年金等所得見積額 令	和8年の給与所得見積額	令和8年の所得見積額
A + B	=	C

※公的年金等控除額及び給与所得控除額は、6ページの表を参照してください。

2) 65歳以上(昭和37年1月1日以前生まれ)、年金330万円以下、給与190万円以下の場合

令和8年に受け取る公的年金等見込額	公的年金等控除額*	令和8年の公的年金等所得見積額
	- 110万円 =	D
令和8年に受け取る給与見込額	給与所得控除額*	令和8年の給与所得見積額
	- 65万円 =	Е
令和8年の公的年金等所得見積額 令	和8年の給与所得見積額	令和8年の所得見積額
D + E	=	F

※公的年金等控除額及び給与所得控除額は、6ページの表を参照してください。

【ご注意ください】

- 1. 遺族の年金・障害の年金は所得見積額に含めません。
- 2. 計算した結果、所得見積額がマイナスになった場合は、「0 | と記入してください。
- 3. 複数の種類の収入がある場合は、種類ごとに所得見積額を計算したうえで、合計してください。
- 4. **所得見積額の記入にあたっては、収入額ではなく、「所得額」を記入してください**。令和8年中に退職 所得を受ける見込みがある場合は、令和8年の所得見積額の算出にも退職所得を含めたうえで、右 欄の退職所得ありに○をし、令和8年の所得見積額から退職所得を除いた金額を記入してください。
- 5. 年の途中で所得見積額が変更になり、申告内容を修正する必要が生じた場合は、確定申告で修正してください。確定申告の要、不要は税務署が判断しますので、最寄りの税務署にお問い合わせください。
- 6. 青色事業専従者として給与の支払いを受ける人や、白色事業専従者については、扶養親族等として 申告することができません。

詳しい所得見積額の計算や確定申告書の要、不要については、最寄りの税務署や税務相談室にお問い合わせください。

5. マイナンバー(個人番号)の欄について確認したいのですが。

- マイナンバー (個人番号) が前年以前の扶養親族等申告書等により登録されている場合は * を印字しています。ただし、ケタ不足等で正しくないマイナンバー (個人番号) を記入していた場合は空欄となっています。その場合は扶養親族等のマイナンバー (個人番号) を確認し、記入してください。
- マイナンバーが確認できる書類やそのコピーの添付は不要です。
- ・マイナンバーカードの申請を行っていない場合でも、通知カードにマイナンバーの記載があります。 通知カードは平成27年10月以降に市区町村より送付されています。紛失等のあった場合は市区町村窓 口にお問い合わせください。
- マイナンバーの一般的なご質問はマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)にお問い合わせください。

6. 扶養親族等申告書を提出すれば、確定申告は不要ですか。

- 確定申告の要、不要は税務署が判断します。最寄りの税務署にお問い合わせください。
- 年の途中で扶養親族や障害等級等の変動があった場合、年金以外の収入がある場合、生命保険料や 医療費の控除を受けたい場合等は確定申告が必要です。

7. 年の途中で申告内容に変更が生じた場合はどうすればよいですか。

- 控除額に修正が生じるような変更の場合は、確定申告での修正が必要になります。
- 確定申告の要、不要は税務署が判断します。最寄りの税務署にお問い合わせください。

8. 自分が寡婦、ひとり親に該当するか確認したいのですが。

下の表を参考に、確認してください。要件を証明する書類の添付は不要です。

関係法令の改正により扶養親族等の所得見積額が「58万円以下」に引き上げられました。

受給者本人の 所得見積額 性別		扶養親族等の要件	離別理由(**4)	控除の 区分
	男性	所得見積額が 58万円以下 ^(※2) の子 ^(※3) がいる	死別・離婚・生死不明 未婚のひとり親 ^(※5)	ひとり親
500万円(*1)	女性	所得見積額が 58万円以下 ^(※2) の子 ^(※3) がいる	死別・離婚・生死不明 未婚のひとり親(**5)	ひとり親
以下	女性	扶養親族がいない	死別・生死不明	寡婦
	女性	所得見積額が 58万円以下(*2)の子を除く 扶養親族がいる	死別・離婚・生死不明	寡婦

- ※1 500万円を超える所得見積額がある人は所得税の控除対象にはなりませんが、退職所得を除く所得見積額が500万円 以下となる場合は、地方税(個人住民税)の控除対象になります。
- ※2 58万円を超える所得がある場合は所得税の控除対象になりませんが、退職所得を除く所得見積額が58万円以下になる場合は地方税(個人住民税)の控除対象になります。
- ※3 「子」は他の人の控除対象配偶者(同一生計配偶者)または扶養親族とされていない人に限られます。
- ※4 配偶者と離別後であっても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載があるなど事実婚を含む再婚をしている 人は該当しません。
- ※5 「未婚のひとり親」とは、受給者本人が未婚のまま、出産などにより生計を一とする子がいる人が該当します。

9. 障害の状態欄について確認したいのですが。

下の表の「障害の内容」にあてはまる人は、不備なく記入していただくことで障害者として申告できます。記入にあたり<u>「手帳の種類」「等級」</u>は下の表のうち該当のものを、<u>「交付年月日」</u>は障害者手帳等をご確認のうえ記入してください。要件を証明する書類は添付不要です。

介護保険の要介護認定を受けているだけでは対象になりません。

障害の内容	手帳の種類等	等級	交付年月日
精神に障害のある人で、 精神障害者保健福祉手帳の交付を	精神	1級	手帳交付
受けている人	か月丁平	2級・3級	年月日
身体上の障害がある人で、 身体障害者手帳の交付を	身体	1級・2級	手帳交付
受けている人	一种	3級・4級・5級・6級	年月日
身体、知的上の障害があり、 療育(みどり・愛・愛護など)	療育	A (療育・みどりの手帳) 1~2度 (愛の手帳・愛護手帳) 重度 (その他)	手帳交付
手帳の交付を受けている人	源日	B (療育・みどりの手帳) 3~4度 (愛の手帳・愛護手帳) 軽度・中度 (その他)	年月日
成年後見人制度の利用のある人 (保佐人や補助人は該当しません)	成年	特別	成年後見人 就任日
常に就床を要し、 複雑な介護を要する人*	就床	特別	診断書に記載の ある寝たきりと なった日
原子爆弾被爆者に対する援護に 関する法律第11条第1項の規 定による厚生労働大臣の認定を 受けている人(<mark>被爆者健康手帳</mark> の交付だけでは該当しません)	原爆	特別	認定日
年齢65歳以上(昭和37年1月 1日以前に生まれた人)で、市 区町村や福祉事務所長から上記 障害に準ずる障害があると認定	認定	特別 1〜2級に準ず 重度 など 普通	認定書記載の 証明日
されている人		3~6級に準ず 中度・軽度 など	

- ※引き続き6か月以上にわたって身体の障害により就床(寝たきり)を要し、介護を受けなければ自ら 排泄などをすることができない程度の状態にあると認められた人のことです。排泄などの日常生活 に支障のある寝たきりの状態の人が該当します。
- ●2種類以上障害者手帳等をお持ちの人で、障害の内容欄に書ききれない内容については、扶養親族 等申告書下部にある摘要欄に記入してください。
- ●障害者手帳を申請中の人は、種類と等級は申請内容に基づいて記入し、交付年月日欄には、申請中 と記入してください。

要件に該当するかどうかはお住まいの市区町村や最寄りの税務署、社会福祉事務所にお問い 合わせください。

10. <u>私学事業団に提出した扶養親族等申告書の</u>内容を確認したいのですが。

提出された扶養親族等申告書の記入内容等の確認には応じられません。

ご心配な場合は、提出前にコピーをとっておいてください。

申告内容を修正したい場合は、電話等で扶養親族等申告書の再交付を申請したうえで、改めて提出してください。

年金にかかる所得税等

ご提出いただいた「令和8年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」に基づき、令和8年の年金から源泉徴収する所得税額を算定します。

1) 源泉徴収の対象となる年金額

扶養親族等申告書の送付対象となるのは、私学事業団から支給される遺族、障害以外の年金の合 計額が下の表にあてはまる人です。

関係法令の改正により源泉徴収の対象となる年金額が引き上げられました。

65歳未満(昭和37年1月2日以後に生まれた人)	年金額が 155万円以上
65歳以上(昭和37年1月1日以前に生まれた人) ・国民年金の老齢基礎年金の受給対象とならない人*	年金額が205万円以上
・ 国民年金の老齢基礎年金の受給対象となる人	年金額が127万円以上

[※]昭和61年3月31日以前に退職(老齢)の年金の事由が発生している人等が該当します。

2) 復興特別所得税の徴収について

平成25年1月より所得税と併せて復興特別所得税を徴収しています。

これは平成23年12月2日に公布された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)に基づくものです。税額については源泉徴収すべき所得税の2.1%相当額となります。

3) 源泉徴収税額の計算方法

源泉徴収税額 = (年金の支給額 - 控除額) × 5.105% (税率5% × 102.1%)

- 102.1%は復興特別所得税との合計税率を算出するための率です。
- 控除額 = (基礎的控除 + 人的控除) × 月数 ※扶養親族等申告書未提出者の場合、控除額は基礎的控除のみとなります。
- ●老齢基礎年金の受給対象となる場合は、上記で算出した控除額から47,500円(月額)が減額されます。
- ●年金の支払いの際に控除される介護保険料及び国民健康保険料、後期高齢者医療保険料がある場合は、その保険料も控除額となります。

(参考)確定申告について

公的年金については、給与所得のような年末調整が行われず、確定申告で源泉徴収税額を精算することとなります。

確定申告で所得税の精算をする必要がある人は、以下の①または②に該当する人です。

- ①他の公的年金 [障害 (共済) 年金、遺族 (共済) 年金などを除く] の支払を受けている人で、私学の年金との合計額が400万円を超える人
- ②他の公的年金(上記①)の支払を受けていて、私学の年金との合計額が400万円以下であり、かつ給与所得、不動産所得、事業所得、公的年金以外の雑所得などの所得金額が20万円を超える人

4) 月額控除表

●基礎的控除

対象者	控除種類	年 齢	その年中に支払を受ける 公的年金等の額	1 か月あたりの控除額
	至給者全員 基礎控除相当分	65歳未満	213万円以下	1 か月の年金支払額×25% +105,000円(最低額130,000円)
			213万円超	1 か月の年金支払額×25% +100,000円(最低額125,000円)
受給者全員		空除相当分	242万円以下 老齢基礎年金の 受給対象となる場合は、 163万円以下	1 か月の年金支払額×25% +105,000円(最低額175,000円) ・老齢基礎年金の受給対象となる場合は、 上記で算出した控除額から 47,500円(月額)が減額されます。
		65歳以_	のの威以上	242万円超 老齢基礎年金の 受給対象となる場合は、 163万円超

●人的控除

対象者	控除種類	1 か月あたりの控除額
源泉控除対象配偶者がいる場合	配偶者控除	32,500円
(法律婚に限る)	老人控除対象配偶者相当	40,000円
	扶養控除	32,500円×人数
源泉控除対象親族がいる場合	特定扶養親族控除	52,500円×人数
#尿水注除対象税(K/J'U'る場合	特定親族特別控除	52,500円×人数
	老人扶養親族控除	40,000円×人数
受給者本人、	普通障害者控除	22,500円×人数
生計同一の配偶者、扶養親族が	特別障害者控除	35,000円×人数
障害者に該当する場合	同居特別障害者控除	62,500円×人数
受給者本人が寡婦、	寡婦控除	22,500円
ひとり親の場合	ひとり親控除	30,000円

5) 人的控除として申告できる人の一覧表

●扶養親族等として申告できる範囲

続 柄	扶養親族等として申告できる
配偶者	戸籍上の配偶者 (法律婚に限る) ※配偶者をお互いに扶養対象者として申告することはできません。 ※いずれか一方のみに申告してください。
配偶者以外の親族	6親等以内の血族 3親等以内の姻族 ※児童福祉法の規定により養育を委託された里子(18歳未満)、老人福祉法の 規定により養護を委託された養護老人(65歳以上)を含みます。

●所得税の扶養親族等として申告できる所得見積額(退職所得を含む)

関係法令の改正により、退職所得を含む所得見積額が58万円以下の扶養親族等を申告できるようになりました。

受給者本人の		扶養親族等の生年月日	扶養親族等の令和8年分の所得見積額(退職所得を含む)			
所得見積額	続柄	(令和8年12月31日時点の年齢)	58万円以下	58万円超~ 85万円	85万円超~ 95万円	95万円超~
900万円以下	配偶者	昭和32年1月1日以前 (70歳以上)	老人控除対象 ^{※1} 配偶者相当	- 配偶者特別控除対象 ^{*2}		
900万円以下		昭和32年1月2日以降 (70歳未満)	配偶者 控除対象 ** 1			
900万円超	和伊老	昭和32年1月1日以前 (70歳以上)	障害者			
900万円超	配偶者	昭和32年1月2日以降 (70歳未満)	控除対象**3	控除対象外		
要件なし	配偶者以外の 親族	昭和32年1月1日以前 (70歳以上)	老人扶養 控除対象 ※ 1			
		昭和32年1月2日以降 平成16年1月1日以前 (23歳以上70歳未満)	扶養控除対象**			
		平成16年1月2日以降 平成20年1月1日以前 (19歳以上23歳未満)	特定扶養親族 控除対象* ¹	特定親族 特別控除対象 ^{*4}		
		平成20年1月2日以降 平成23年1月1日以前 (16歳以上19歳未満)	扶養控除対象**			
		平成23年1月2日以降* (16歳未満)	障害者控除対象			

- ※1 障害者に該当する場合は障害者控除も併せて対象となります。
- ※2 配偶者が70歳以上である場合、または障害者である場合は、配偶者特別控除のみが対象となります。 控除について詳しくは税務署にお問い合わせください。
- ※3 配偶者控除の対象となりません。
- ※4 障害者に該当しても障害者控除の対象となりません。
- ★16歳未満の扶養親族については、障害者に該当する場合は障害者控除の適用を受けることができます。障害者に該当しない場合は、所得税の扶養控除の対象外ではありますが、地方税算定の際に16歳未満の扶養親族も使用するため記入が必要です。

●地方税(個人住民税)の扶養親族等として申告できる所得見積額(退職所得を除く)

関係法令の改正により、退職所得を除く所得見積額が58万円以下の扶養親族等を申告できるようになりました。

受給者本人の 退職所得を除く 扶養親族の続柄		扶養親族等の令和8年分の所得見積額(退職所得を除く)				
令和8年分所得見積額	大食税派の前門	58万円以下	58万円超~85万円	85万円超~95万円	95万円超~	
900万円以下		報告対象	報告対象			
900万円超	配偶者	報告対象 (障害者に該当する場合のみ)	報告対象タ		<u>.</u> ሉ	
要件なし	配偶者以外の 扶養親族	報告対象	報告対象 (19歳以上23歳未満のみ)	報告 以家外		

- ・所得税の扶養親族等として申告できない場合でも、退職所得見積額を除いた所得見積額が、地方税 (個人住民税)の扶養親族等として申告できる所得見積額の表にあてはまる場合、扶養親族等申告書 (摘要欄) に正しく記入し提出することで、お住まいの市区町村へ報告され、翌年度の個人住民税計算の際に反映されます。
- ・個人住民税計算の詳細については、お住まいの市区町村にお問い合わせください。
- ・離別理由等の条件に該当するものの、受給者本人の退職所得を含んだ所得見積額が500万円超となったことにより、所得税について寡婦やひとり親の申告ができない場合も、退職所得を除く所得見積額が、500万円以下となる場合、地方税(個人住民税)については寡婦やひとり親として申告することができます。地方税(個人住民税)についてのみ寡婦やひとり親に該当する場合は、私学事業団まで連絡してください。

お問い合わせ先

税金、所得金額に関するお問い合わせはこちらへ

税務相談等	最寄りの税務署へ	各税務署にて電話または事前予約での相談を 受け付けています。
e-Tax作成	国税庁ホームページへ	音声案内 0570 - 01 - 5901

マイナンバーに関するお問い合わせはこちらへ

マイナン	バー総合フリー	- ダイヤル	0120 - 95 - 0178
·		7 1 1 12	0.20 00 0.70



扶養親族等申告書の書き方等についてはこちらへ

受付時間 月~金 9:00 ~ 17:15

(祝日及び年末年始を除きます)

共済事業本部の代表電話がつながりにくい状態になっておりご迷惑をおかけしております。 とくに、月曜日や午前中は電話が大変混雑します。ガーデンパレス共済業務課をご利用ください。

お問い合わせの際は、年金証書番号や基礎年金番号をお知らせください。

共済事業本部	03 (3813) 5321 (代表)	〒 113-8441 東京都文京区湯島 1-7-5
札幌ガーデンパレス 共済業務課	011(222)6234(直通)	〒 060-000 1 札幌市中央区北 1 条西 6-3-1
仙台ガーデンパレス 共済業務課	022 (299) 6231 (直通)	〒 983-0852 仙台市宮城野区榴岡 4-1-5
名古屋ガーデンパレス 共済業務課	052 (957) 1388 (直通)	〒 460-0003 名古屋市中区錦 3-11-13
大阪ガーデンパレス 共済業務課	06 (6393) 9701 (直通)	〒 532-0004 大阪市淀川区西宮原 1-3-35
広島ガーデンパレス 共済業務課	082 (262) 1134 (直通)	〒 732-0052 広島市東区光町 1-15-21
福岡ガーデンパレス 共済業務課	092 (752) 0651 (直通)	〒810-0001 福岡市中央区天神 4-8-15

※提出した扶養親族等申告書の記入内容の確認等には応じられません。

提出内容に誤りがあるかもしれないといった場合には扶養親族等申告書を再交付しますので改めて 提出してください。

※税務相談等は最寄りの税務署にお問い合わせください。

配偶者を除く扶養親族が3人以上のため、同封の扶養親族等申告書に書ききれない場合に使用してください。

		《白客をお願いします》	
П	フリガナ	<u> </u>	
扶	扶養親族等氏名		
養	生年月日マイナンバー	2 大・3 昭・4 平・5 令 年 月 日 令和 8 年12月31 日時点の年齢 歳 老・ 特・ 05	
ш	令和8年の	ア.58万円以下 イ又はウに該当した人で退職所得がある人は、右欄に〇を _{退職所得}	
親	所 得 見 積 額 (いずれかに○)	イ.58万円超〜85万円以下 し、左欄の所得見積額から 退職所得を除いた額 をご記 あり カスください。(退職所 得がない人は右欄は記入不要です。) 万円	
族		別居の場合のみ住所または居所を記入してください。 3 非居住 別居先が日本国外の場合は添付書類が必要です。 A B C D	
ш	住 所	別居先が日本国外の場合は添付書類が必要です。 A B C D 1 同居 2 別居 2	
等		The state when the last the la	
Ш	障害の状態	手帳の種類等 等級 交付年月日 0 障害なし 1 障害あり 3 昭・4 平・5 令 年 月 日 普・特	
П	フ リ ガ ナ	統柄	
扶	扶養親族等氏名	N9U 113	
養	生年月日マイナンバー	2大・3昭・4平・5令 年 月 日 令和8年12月31日時点の年齢 歳 老・特・05	
		ア.58万円以下 イ又はウに該当した人で退職所得がある人は、右欄に〇を	
親		1.86万円以下 イスはりに該当した人で返職所得がある人は、石欄にして、 は職所得 と85万円以下 し、左欄の所得見積額から 退職所得を除いた額 をご記し あり カーク、85万円超 入ください。(退職所得がない人は右欄は記入不要です。) 万円	
族	() () () ()	別居の場合のみ住所または居所を記入してください。 3 非居住	
	住 所	別居先が日本国外の場合は添付書類が必要です。 A B C D 1 同居 2 別居 2	
等			
	障害の状態	手帳の種類等 等級 交付年月日 0 障害なし 1 障害あり 3 昭・4 平・5 令 年 月 日 # ・ 特	
	フリガナ	統柄	
扶	扶養親族等氏名		
養	生年月日マイナンバー	2大・3昭・4平・5令 年 月 日 令和8年12月31日時点の年齢 歳 老・特・05	
	令和8年の	ア.58万円以下イ又はウに該当した人で退職所得がある人は、右欄に○を _{退職所得}	
親	所 得 見 積 額 (いずれかに○)	イ.58万円超~85万円以下・ウ.85万円超 し、左欄の所得見積額から退職所得を除いた額をご記しずあり あり 事業団利用枠 力、2次 入ください。(退職所得がない人は右欄は記入不要です。) 万円 1次 2次	
族		別居の場合のみ住所または居所を記入してください。 3 非居住	
	住 所	別居先が日本国外の場合は添付書類が必要です。 A B C D 1 同居 2 別居 2	
等		エラー処理 パンチ補整	
	障害の状態	手帳の種類等 等級 交付年月日 0 障害なし 1 障害あり 3 昭・4 平・5 令 年 月 日 #・特	
摘り	要欄	東京都文京区路島 1 - 7 - 5 日本私立学校振興・共済事業付 共済事業本部行 法人番号 6010005002596	

扶養親族が3人以上いる場合は必要事項を記入したうえで、必ず同封の扶養親族等申告書と一緒に提出し てください。